

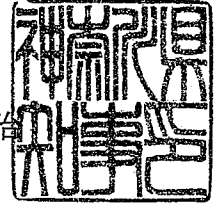


政総第 1253 号

令和2年7月10日

神奈川県議会議長 嶋村 ただし 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について（回答）

令和2年6月23日付け神議第1239号をもって送付のありました北井宏昭議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第一グループ 松本

内線 3041

答 弁 書

財政を守りつつ事業者を存続させるための事業継続支援について

まず、ウィズコロナにおける今後の消費ニーズの見通しを判断し、事業を継続させるか否かを見極められる専門スタッフ・専門チームの配置・設置についてです。

県では、公益財団法人神奈川産業振興センターにおいて、中小企業・小規模企業からの、事業を継続させるか否かなどの相談に対応するため、専門家を配置しているほか、コーディネーター等の派遣を実施しています。

企業が事業を継続するか否かは、こうした専門家等のアドバイスも参考にしながら、経営者が様々な状況を勘案して、自己の責任において意思決定するものですので、事業継続の適否を見極めるための専門スタッフ・専門チームを県に配置・設置することは考えておりません。

次に、ウィズコロナにおいて、継続困難であると考えられる業種・業態の事業者に対し、思い切った大転換を促し、フォローする支援についてです。

経営者の方が、例えば、自動車部品の製造を行っていたが、医療関連製品に切り換えるなど、業態を転換しようとされる場合には、今年度創設した中小企業・小規模企業再起促進支援事業費補助金により、業態転換に必要な経費に対して補助を行ってまいります。

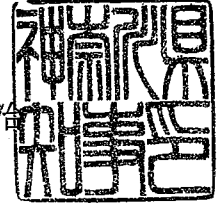
また、業種自体を転換される場合には、専門家によるアドバイスに加え、中小企業制度融資などにより、その転換を支援してまいります。



政総第 1253 号
令和2年7月10日

神奈川県議会議長 嶋村 ただし 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治



質問趣意書について（回答）

令和2年6月23日付け神議第1238号をもって送付のありました菅原直敏議員からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先

政策局総務室

企画調整第一グループ 松本

内線 3041

答 弁 書

神奈川県における企業・団体等との連携について

まず、「連携と協力に関する包括協定」等の定義についてですが、「包括連携協定」は、多角的な分野の課題に対して、双方の強みを生かして協力しながら解決に対応するための枠組み、「個別の連携協定」は、原則として、特定の分野の課題に対して、双方の強みを生かして協力しながら解決に対応するための取組、「覚書」は、一定の協議、調整を踏まえ、組織間で取り組むことに了解・合意した事項を確認した文書として、それぞれ整理しています。

次に、企業・団体等との連携の把握についてですが、政策局SDGs推進課及び政策局未来創生課で把握を行っています。

次に、連携状況の県民への公開についてですが、企業等との連携状況については、個別分野の事業取組に関するそれぞれのホームページにおいて、事業の内容を県民の皆様にお伝えしているとともに、県のホームページ内に「企業連携ポータルサイト」を設け、全体をとりまとめて一覧で閲覧できるようにしています。

次に、包括連携協定の改廃についてですが、企業と締結している包括連携協定において、今までに改廃を行ったものはありませんが、協定に基づいた連携にあつては、定期的に意見交換の場を設ける等、進捗確認を行い、取組の追加や見直しを図っています。

次に、連携における危機管理体制についてですが、企業・団体等との連携にあつては、双方で情報共有する担当窓口を設けています。そのうえで、不祥事等が判明した時には、その都度相互に状況を共有し、対応しています。

最後に、官民連携等の推進体制や指針の現状についてですが、県では、企業、大学、NPOなどの民間活力を活用していくため、協働・連携、民間委託、指定管理者制度などの手法を示した「神奈川県民間活力活用指針」を策定しています。

超高齢社会を乗り越え、持続可能な地域社会としていくためには、多様な主体が一体となって行動していく必要があります。

多様な主体の中でも、県民の皆様身近であり経済の担い手である企業・団体等の役割は、大変重要だと考えており、県では企業・団体が持つ資源やネットワーク等の特性を活かした連携を進めています。